

情報・システム研究機構国立遺伝学研究所ハラスメントの防止等に関する規程

(2004(平成16)年9月21日制定)

最新改正2025(令和7)年7月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構ハラスメントの防止等に関する規程（以下「機構規程」という。）及び情報・システム研究機構セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針に基づくもののほか、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所（以下「研究所」という。）の職員及び学生等（以下「職員等」という。）が個人として尊重され、良好な研究環境において就労等できるよう、全てのハラスメントの防止とその対策について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてハラスメントとは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 セクシュアル・ハラスメント 職員等が他の職員等を不快にさせる性的な言動
- 二 パワー・ハラスメント 職員等が職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境等を悪化させる言動
- 三 アカデミック・ハラスメント 職員等がその教育又は研究若しくは職務上の地位、権力を利用して、他の職員等に対して行う教育又は研究若しくは就労上又は就学上の不適切な言動
- 四 前3号のほか、職員等が研究所の内外を問わず、他の職員等に不快感を与え又は脅威を感じさせる不適切な言動

(ハラスメント防止・対策委員会)

第3条 研究所におけるハラスメントの防止等に関し必要な措置を講ずるため、ハラスメント防止・対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- 一 ハラスメントの防止等に係る研修・啓発活動の企画及び実施に関すること
- 二 ハラスメントに係る相談及び事実関係の調査、改善の措置並びに被害者等の救済に関すること
- 三 その他ハラスメントの防止及び対策等に関すること

3 委員会は、前項の審議結果については、速やかに所長に報告するものとする。

4 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、事案に対し特別の利害関係を有すると認められる委員は、議事に加わることができない。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副所長

- 二 研究主幹
- 三 管理部長
- 四 その他所長が指名する者 若干名

2 前項の委員のほか、必要に応じて外部専門家を特別委員として加えることができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会の委員長は、副所長のうちから所長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を主宰するとともに、第7条に定める調査部会を組織する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるとき又は第3条第4項ただし書の規定により、委員長が議事に加わることができないときには、その職務を代理する。

(任期)

第6条 第4条に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査部会)

第7条 委員長は、ハラスメント被害等の事実関係を調査・確認するため、調査部会を置くことができる。

- 2 調査部会は、必要に応じて当事者間のあっせん及び調停を行う。
- 3 調査部会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 4 調査部会は、調査の実施に関し、外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 5 調査部会は、調査・確認した事項について、速やかに委員長に報告するものとする。

(相談員)

第8条 ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、研究所に苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 研究教育職員 1名
 - 二 研究教育職員以外の職員 1名
 - 三 管理部総務企画課長
 - 四 その他所長が必要と認める者 若干名

3 前項第1号、第2号及び第4号の相談員は、所長が指名する。

4 第2項第1号、第2号及び第4号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の相談員を置く場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の責務)

第9条 相談員は、次の各号を遵守して苦情相談に応じるとともに、相談内容について速やか

に委員長に報告しなければならない。

一 機構長が定める指針に十分配慮すること

二 原則として、苦情相談を行う者と同性の相談員を１名以上含んだ複数の者で対応すること

（プライバシー等の保護）

第１０条 委員会委員及び相談員は、当事者のプライバシーや名誉その他人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員会委員及び相談員の任期満了後も同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

第１１条 所長及び職員等は、ハラスメントに対する苦情の申し出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

（書類の保管及び取扱い）

第１２条 ハラスメントに係る調査報告等の書類は、施錠可能なキャビネット等に保管する。

（事務）

第１３条 委員会、調査部会及び相談員にかかる事務は、管理部総務企画課において処理する。

（雑則）

第１４条 この規程により難い場合又はハラスメントの防止及び排除に関しこの規程に定めのない事項については、所長と委員長が協議の上、対応するものとする。

附 則

この規程は、２００４（平成１６）年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２００５（平成１７）年２月１５日から施行する。

附 則

この規程は、２００８（平成２０）年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０１３（平成２５）年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０１４（平成２６）年１月１０日から施行する。

附 則

この規程は、２０１９（平成３１）年１月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０２５（令和７）年７月１日から施行する。